

監査委員公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定により，令和3年12月に定期監査を執行したので，同条第9項の規定により，その結果を，次のとおり公表する。

令和4年1月17日

海田町監査委員

永 海 房 雄

海田町監査委員

大高下 光 信

海 監 査 第 4 2 号
令和 4 年 1 月 1 3 日

海 田 町 長 様
海田町水道事業代表者 様

海田町監査委員

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和3年12月に実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり報告します。

定期監査報告書

第1 準拠基準

海田町監査基準

第2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

第3 監査の対象及び対象期間

- (1) 監査の対象 建設部（水道事業を含む）・会計管理室・議会事務局
- (2) 対象期間 令和3年度（ただし、必要に応じて令和2年度以前を含む。）

第4 監査の着眼点及び実施内容

財務に関する事務の執行が、関係法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 海田町役場委員会室
- (2) 日 程 令和3年12月13日・16日

第6 監査の結果

建設部・会計管理室・議会事務局における財務事務については、おおむね適正と認められた。